

**東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園指定管理者審査会**  
**平成27年度審査結果について**

**1 東葛中部地区総合開発事務組合が指定管理者に実施したモニタリングの状況及び平成27年度モニタリング評価結果について**

モニタリング実施状況は、計画書に基づき概ね適正に実施されている。また、履行状況・サービスの質などにおける各項目の評価についても適正に評価している。

**2 モニタリングの方法等に対する助言**

重大な問題が発生する際は、小さな問題の中に原因が潜んでいたこともあるため、モニタリングとしてそれを発見していくことが重要である。

そのためには指定管理者に寄せられた意見や要望の内容、それに対する指定管理者の対応を把握するとともに、事務組合としても直接利用者及び保護者等からの要望等を確認することが課題である。

その対応としては以下が挙げられた。

**(1) 指定管理者が保管する報告書の確認**

指定管理者に対する要望の内容やヒヤリハットなど、指定管理者保管の報告書を随時確認すること

**(2) アンケート実施方法の改善**

指定管理者が実施するアンケートの回収先を事務組合とすること

**(3) 投書箱の設置**

事務組合が保護者等からの意見を常時受け入れる仕組みを整えること

**(4) 保護者会との関わり**

事務組合として保護者会等への出席を検討すること

**(5) 職員ヒアリングの実施**

問題の解決を目的とし、施設運営を改善する視点でのヒアリングを実施すること

**3 みどり園並びにみどりの家運営全般への助言**

**(1) 不審者対応**

防犯カメラや赤外線センサーの設置等も抑止力としては有効であるが、実力行使の侵入者に対応するための器具（さすまた、催涙スプレー等）も設置すること。

**(2) 利用者の資産管理**

家族の高齢化が進む中、利用者の資産管理方法を検討し、未選任の方については、後見人の選任を検討すること。